

業務連絡

2022年4月16日
JR東海労新幹線関西地本
編集 業務部 No.22

2022年4月15日、新大阪日之出会議室において「申」第25号について会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

**「西組合員の出向を直ちに解除し、元職場（大阪第一運輸所）に復職することを求める」
緊急申し入れ**

3月23日、西組合員が出向している株式会社エムティーとJR東海労働組合新幹線関西地方本部が団体交渉を開催し、その席上で株式会社エムティーは、「本人（西組合員）が同意していない出向については受け入れられない。（JR東海に）帰ってもらう。」と表明した。すでに本日、株式会社エムティーからJR東海に出向解除の通知をされたことを確認している。

よって以下の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催すること。

記

西組合員の出向を直ちに解除し、元職場のJR東海大阪第一運輸所の乗務員として復職させること。

【会社回答】

乗務員定年出向については、足元の運転本数減や中長期的要員需給状況を背景として、就業規則第28条の2に54歳に達した日以降の人事運用については、原則として出向するものと定めている通りに実施しているものである。今後もその主旨を踏まえ対応するものである。

以上

会社は、今回の申し入れには全く答えず、西さんの出向先エムティーからの要望に応じることなく、3週間も放置したままの無責任で不誠実な対応に終始！

【若干のやり取り】

(組合) この回答は、昨年4月の会社提案のそのままだ。

西さんがエムティーに行ってから、最近では3月7日にも西さんの出向解除の窓口協議していて、それから事態は進展している。3月23日に団交で出た結論に基づいて、エムティーはJRの富岡人事課課長代理と足立人事課課長代理を呼んで、西さんをJRに帰ってもらうことを話したということの連絡があり、緊急で申し入れ、その回答を要求した。それから3週間が経過し、求めた回答と全く違う。

端的に、これ(今回の申し入れ)についてどうなんだ。

(会社) 西さんについてエムティーに出向している事実には変わりはない。

(組合) 3月25日にエムティーの幹部の方が、JRの富岡人事課課長代理と足立課長代理を呼んで、JRに戻りたいと正式に表明されていて、それに対してどのように受け答えしたのか。

(会社) これは一昨日お話しした通り、付け加えることはない。

(組合) 3週間西さんはほったらかし状態だ。本人も同意していないし、帰りたいと意思表示しているし、エムティーも本意ではない、帰ってもらいたいと、二者が同じ気持ちである。ただそれを食い止めているのがJR東海だ。それに対して言う必要がないとはおかしい。

(会社) そもそも出向は、JR東海の会社も命によって行くもの。本人の適正等を踏まえてやっている。必ずしも本人の希望が通るとは限らない。

(組合) 本人は同意しないと意思表示している。それを強引におしつけているのがJRだ。人事権の乱用だ。西さんは帰りたい、エムティーも帰りたいと二者が一致しているのをJRが止めている。それが3週間かかっている。そういう回答しかできないというのが、西さんにもエムティーにも失礼だ。人権蹂躪だ。

(会社) そこが理解できない。

(組合) 理解しようとしていない。

本人は同意していないし、いやだというところに放り出して、帰りたいと言っている。また、寝袋で寝させたりと、労働条件の不利益である。

(会社) 出向先のことには口出しできない。

(組合) 西さんの気持ちに則り、早急に帰すこと。これいつまでかかるのか。3週間経過しているが。そのままずっとか。

(会社) 決まった事実はない。会社間のことは言えない。

(組合) 強引に人事権を乱用している。

(会社) 強引ではない。事前に説明して、顔合わせもしてやっている。

(組合) 本人が納得していないからそうなる。

(組合) 本人が納得して行くならだが、本人に説明もなく専任社員雇用契約書に署名・捺印させた。同じ紙に専任社員としての雇用と、出向希望を載せることがおかしい。分けるべきだ。そのやり方が汚い。

(会社) 別に、雇用契約に関わらず、専任社員として定年を迎えれば専任社員として従事していた出向に就くということは以前から話しはしていた。その職場で引き続き働くことは当然、本人も認識されている。

(組合) 出向と雇用継続は別だ。本人は希望していない。

(会社) 今までもこれでやっている。

(組合) 希望している人はそれでよい。しかし西さんはきぼうしていない。丁寧に説明もせず、一枚に文書が書かれていて、同意していないのに、会社は引っかかったと思っている。悪徳なやり方だ。

(会社) 定年を迎えたら引き続きそこで働いてもらうのがルールだ。

(組合) 今年になって、専任で本体にいたのに、出向となった社員がいる。

(会社) 事情があれば例外もある。

(組合) 西さんも専任になったが、例外もありうるのか。

(会社) それは会社の決めること。必要に応じて。だけど原則定年を迎えたら、専任社員就業規則の定めだと、原則として定年時従事していた業務となっている。

(組合) 戻ってこられる可能性もあるのか。

(会社) 可能性はわからないが、JR 本体に帰った例はしらない。

(組合) 西さんを3週間も引っ張っている。エムティーに対して JR の信頼が失墜する

ことになる。そこは相手先の意見を聞くこと。そして西さんを元の職場に早急に帰すこと。意見として聞くのではなく、早急に実現すること。

(会社) そこは最終的には会社の命である。

(組合) 会社の命とは、関西支社か、本社か。

(会社) 会社だ。

(組合) 関西支社はエムティーから言われて、仕方ないかなと考えているが、本社が許さないということか。

(会社) 会社だ。

(組合) 3週間放置したままだから、次は進展させること。西さんの精神衛生上も良くないし、エムティー迷惑かかった状態だから、早急に解決すること。

(会社) 特段、話しできることはない。

(組合) エムティーに対しては話しできるのではないか。我々には話さないというが、エムティーに話しできるか。会社間で。

(会社) 話した内容は言わないが。(組合に)

(組合) エムティーからも西さんを帰すという要望も出ているので、しっかりと聞いて対応すること。話が進展すれば連絡すること。